

平成 14 年 2 月 1 日

2007 年満期円建劣後転換社債及び永久劣後円建転換社債発行のお知らせ

（ご参考）

本社債は、持株会社設立等の経営機構改革に伴い、中央三井信託銀行が海外特別目的会社を通じて発行している交換証券の条件を変更するために発行されるものです。

従って、当社グループの新たな資本調達を目的とするものではありません。

中央三井信託銀行が設定した海外特別目的会社である MTI Capital (Cayman) Ltd.ならびに CTB Capital Cayman Ltd.は交換証券を発行しています。交換証券は、株式交換請求時等に中央三井信託銀行株式へ交換される仕組みとなっており、海外特別目的会社は交換権の裏付けとして中央三井信託銀行発行の転換社債を保有しています。

当社設立に伴って中央三井信託銀行株式が非公開となることから、交換証券保有者の権利保護を図るため、海外特別目的会社が中央三井信託銀行発行の転換社債に代わって本社債を保有し、交換証券保有者が株式交換請求時等に上場株式である当社株式を受取れるよう交換証券の条件変更を行うものです。

平成 14 年 2 月 1 日

各 位

上場会社名 三井トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
コード番号 8 3 0 9

2007 年満期円建劣後転換社債及び永久劣後円建転換社債発行のお知らせ

本日、三井トラスト・ホールディングス株式会社（取締役社長 古沢 熙一郎）は、取締役会において、2007 年満期円建劣後転換社債及び永久劣後円建転換社債の発行を決議いたしましたので、その概要について下記の通りお知らせいたします。

記

I. 2007 年満期円建劣後転換社債

1. 発行総額 760,000,000 円並びに社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替社債券の額面金額相当額
2. 発行価額 社債額面金額の 100%（額面金額 50,000 円）
3. 利率 社債額面金額に対して年 0.5%
4. 利払日 利息は 2002 年 2 月 25 日（当日を含む）に発生し、2002 年 4 月 1 日を初回として 2002 年 2 月 25 日から 2002 年 4 月 1 日（当日を含まない）までの期間の利息を支払い、以降 2007 年 10 月 1 日まで毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日に各半年分を後払いする。
5. 払込期日及び発行日 2002 年 2 月 25 日
（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
6. 償還期限 2007 年 10 月 1 日に社債額面金額の 100%で償還する。
7. 転換の条件 本社債は、その額面金額に対し、下記の転換価額につき当社普通株式 1 株の割合をもって当社普通株式に転換することができる。ただし、転換の際に生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (1) 当初の転換価額
当初の転換価額は 1,100 円とする。
 - (2) 転換価額の修正
2002 年 10 月 1 日を初回とし、2006 年 10 月 1 日までの毎年 10 月 1 日の各日(日本時間、以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日の直前の 9 月 15 日(ただし、当該日が東京証券取引所

において当社普通株式の普通取引の最終取引価格のある日(以下「取引日」という。)でない場合にはその直前の取引日(当日を含む。)に終了する 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の最終取引価格の平均値(1 円未満の端数が生じたときは、1 円未満を切り上げた金額)(以下「平均株価」という。)(ただし、上記 30 連続取引日の初日から修正日の前日までに下記(3)記載の転換価額調整事由が生じた場合は、下記(3)に準じて調整される。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を下回った場合、転換価額は修正日以降、当該平均株価もしくは 1,100 円(ただし、下記(3)による調整に服する。以下「下限転換価額」という。)のいずれか高い価額に修正される。また、2007 年 10 月 1 日(日本時間、以下「最終修正日」という。)における転換価額は、2007 年 9 月 15 日(ただし、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日(当日を含む。))に終了する 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の最終取引価格の平均値(1 円未満の端数が生じたときは、1 円未満を切り上げた金額)(ただし、上記 30 連続取引日の初日から最終修正日の前日までに下記(3)記載の転換価額調整事由が生じた場合は、下記(3)に準じて調整される。)もしくは下限転換価額のいずれか高い価額に修正される。

(3) 転換価額の調整

転換価額(下限転換価額を含む。)は、当社が本社債発行後、当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る当初転換価額又は当初行使価額での転換社債又は新株引受権付社債の発行、その他一定の場合にも適宜調整される。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 8. 転換により発行する株式の内容 | 当社普通株式 |
| 9. 転換請求期間 | 2002 年 2 月 25 日から 2007 年 10 月 1 日(それ以前に本社債が償還される場合は、当該償還期日)の営業終了時までとする(転換請求地時間)。なお、転換の効力は転換請求がなされた日(転換請求地時間)の翌暦日(日本時間)に発生する。 |
| 10. 転換により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額 | 転換により発行する株式の発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。 |

11. 募集方法 MTI Capital (Cayman) Limited の総額買取引受による海外市場(ただし、アメリカ合衆国を除く。)における私募。
12. その他 上記 MTI Capital (Cayman) Limited は、1997 年 9 月 22 日に中央三井信託銀行株式会社（発行時 三井信託銀行株式会社）の普通株式に交換することのできる交換社債を発行している。中央三井信託銀行株式会社（発行時 三井信託銀行株式会社）は、交換社債の裏付けとして、MTI Capital (Cayman) Limited に対して 2007 年満期円建劣後転換社債を発行している。
- 本日、中央三井信託銀行株式会社は、株式移転により、当社を持株会社とする完全親子会社関係を形成したことに伴い、係る交換社債の交換権行使等に対して当社普通株式を交付するため、上記 MTI Capital (Cayman) Limited に対し本社債を発行し、その払込みとして上記 MTI Capital (Cayman) Limited が 2002 年 2 月 25 日現在において保有する上記中央三井信託銀行株式会社 2007 年満期円建劣後転換社債の未償還額の総額を受け取るものである。

II. 永久劣後円建転換社債

1. 発行総額 23,230,000,000 円
2. 発行価額 額面金額の 100%（額面金額 10,000,000 円）
3. 払込期日及び発行日 2002 年 2 月 25 日
(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
4. 償還期限 定めない。
5. 利率 本社債の要項に従って決定されるロンドン銀行間市場における円の 6 ヶ月預金オフアード・レートに、2002 年 2 月 25 日から 2003 年 11 月 30 日までに期限の到来する利息計算期間については 1.0 パーセント、2003 年 12 月 1 日から 2008 年 11 月 30 日までに期限が到来する利息計算期間については 1.5 パーセント、2008 年 12 月 1 日以降に期限の到来する利息計算期間については 2.0 パーセントをそれぞれ加えた率とする。
6. 利払日 2002 年 5 月 31 日を第 1 回とし 2002 年 2 月 25 日から 2002 年 5 月 30 日までを利息計算期間とする利息を後払いし、以降毎年 5 月 31 日および 11 月 30 日（かかる日がロンドンおよび東京において銀行および外国為替市場が円を決済する日（以下「営業日」という。）に当たらないときは、直前営業日）を利払日として各利払日から直後の利払日の前日までを利息計算期間とする利息を後払いする。
7. 転換の条件 本社債は、転換請求にかかる本社債の額面金額 10,000,000 円につき 6,250 株の割合をもって当社の第四種優先株式に転換することができる。

- | | |
|------------------------------------|---|
| 8. 転換により発行する株式の内容 | 下記「第四種優先株式の要項」に基づき発行される当社の第四種優先株式 |
| 9. 転換請求期間 | 2002年2月25日から2008年11月30日(それ以前に本社債が償還される場合は、当該償還期日)までとする。ただし、毎年3月31日から5月31日までおよび9月30日から11月30日までの期間を除く。 |
| 10. 転換の効力発生時期 | 本社債の転換の効力は、原則として、転換請求地における転換請求日の24時直前、すなわち日本時間では翌暦日に発生する。 |
| 11. 転換により発行する第四種優先株式の発行価額 | 1株当たり 1,600 円 |
| 12. 転換により発行する第四種優先株式の発行価額中資本に組入れる額 | 1株当たり 800 円 |
| 13. 募集方法 | CTB Capital Cayman Limited の総額買取引受による海外市場(ただし、アメリカ合衆国を除く。)における私募。 |
| 14. その他 | <p>上記 CTB Capital Cayman Limited は、1998 年 11 月 16 日に中央三井信託銀行株式会社（発行時 中央信託銀行株式会社）の普通株式に交換することのできる交換社債を発行している。中央三井信託銀行株式会社（発行時 中央信託銀行株式会社）は、交換社債の裏付けとして、CTB Capital Cayman Limited に対して永久劣後円建転換社債を発行している。</p> <p>本日、中央三井信託銀行株式会社は、株式移転により、当社を持株会社とする完全親子会社関係を形成したことに伴い、係る交換社債の交換権行使等に対して当社普通株式を交付するため、上記 CTB Capital Cayman Limited に対し本社債を発行し、その払込みとして上記 CTB Capital Cayman Limited が 2002 年 2 月 25 日現在において保有する上記中央三井信託銀行株式会社永久劣後円建転換社債の未償還額の総額を受け取るものである。</p> |

第四種優先株式の要項

(1) 株式の種類

イ. 名称

三井トラスト・ホールディングス株式会社第四種優先株式（以下「本優先株式」という。）

ロ. 利益配当金

優先配当金は、本優先株式 1 株につき年 3 円 20 銭（なお、2002 年 3 月 31 日に終了する期間に対応する優先配当金については、本優先株式 1 株につき 3 円 20

銭とする。)

普通株主に対して利益配当を行うときは、普通株主への支払と同時に、上記優先配当金に加えて、本優先株式1株につき普通株式1株について支払われる配当金の額に1,600円を毎年3月31日(日本時間。以下同じ。)現在有効な本優先株式の転換価額で除して得られる比率(小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を乗じた金額(1円未満を四捨五入する。)を支払う。

ハ. 中間配当金

優先中間配当金は、本優先株式1株につき1円60銭

普通株主に対して中間配当を行うときは、普通株主への支払と同時に、上記優先中間配当金に加えて、本優先株式1株につき普通株式1株について支払われる中間配当金の額に1,600円を毎年9月30日現在有効な本優先株式の転換価額で除して得られる比率(小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を乗じた金額(1円未満を四捨五入する。)を支払う。

(2) 普通株式への転換

イ. 転換を請求し得べき期間

本優先株式発行の日から2008年11月30日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日(以下「基準日という。')を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

ロ. 転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

A. 当初転換価額

本優先株式の当初の普通株式1株当りの転換価額は509円10銭とする。

B. 転換価額の調整

当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額を持って普通株式を発行する場合、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、株式分割または併合その他一定の場合にも、適宜調整される。

(3) 配当起算日

本優先株式に対する利益配当金または中間配当金の配当起算日は、本優先株式の発行日の属する配当計算期間(現在、3月31日および9月30日に終了する6ヶ月間をいう。)の初日とする。ただし、2002年3月31日に終了する配当計算期間の初日は当社設立日(2002年2月1日)とする。

以上